

「みずしんつみたてくん」(つみたて投信同時契約専用 金利優遇定期積金) 規定

第1条 (積金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの積金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該積金に係る契約が成立するものとします。

第1条の2 (掛金の金額等)

- (1) この定期積金の掛金は、1口5千円以上(1千円単位)とします。
- (2) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、証券等の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

第2条 (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証券等に記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証券等に記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ①の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この積金は満期日前に解約できません。
 - ② 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの積金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をする場合および「預金積金共通規定」第7条の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。
解約日における普通預金利率
 - B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。
約定年利回×20% (小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
 - ④ この計算の単位は1円とします。

第3条 (相続開始時の取扱い)

本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

第4条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当金庫の他の規定、規則等当金庫の定めるところによるものとします。当金庫の他の規定、規則等は、当金庫所定の方法により告知します。

第5条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上